〔特別給の比較〕

特別給については、職種別民間給与実態調査により、前年８月から当年７月までの１年間の民間の特別給（ボーナス）の支給実績を精確に把握し、これに公務員の特別給（期末手当、勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

2　平成21年の報告と勧告

平成21年５月１日、人事院は国会及び内閣に対して、一般職の職員の期末手当等について報告及び勧告を行った。また、平成21年８月11日、人事院は国会及び内閣に対して、一般職の職員の給与等について報告及び勧告を行った。これらの内容は第１部第２節に掲げたとおりである。

3　公務員給与の実態調査

民間給与との比較のための基礎となる国家公務員の給与の状況を把握するため、各府省の協力を得て、毎年、「国家公務員給与等実態調査」を実施している。調査の概要は次のとおりである。

調査の対象：１月15日現在に在職する給与法、任期付研究員法、任期付職員法の適用を受ける職員（休職者、派遣職員（専ら派遣先の業務に従事する職員に限る。）、在外公館勤務者等を除く。）

調 査 項 目：俸給、諸手当の受給状況、年齢、学歴、採用試験の種類等

調査の集計：４月１日における給与等の状況を集計

平成21年国家公務員給与等実態調査結果の概要は、次のとおりである。

(1)　職員の構成

ア　職員の総数

平成21年４月１日現在の職員数は、277,655人である（新規採用者、再任用職員は含まれていない。以下の数値はこの人員に係るものである。）。

国家公務員の人数は引き続く定員抑制措置などにより年々減少傾向にあり、さらに、平成16年４月の国立大学の法人化及び国立病院等の独立行政法人への移行が大きく影響して、平成11年と比べると約21万人減少している（図３－２）。

イ　職種別の職員数

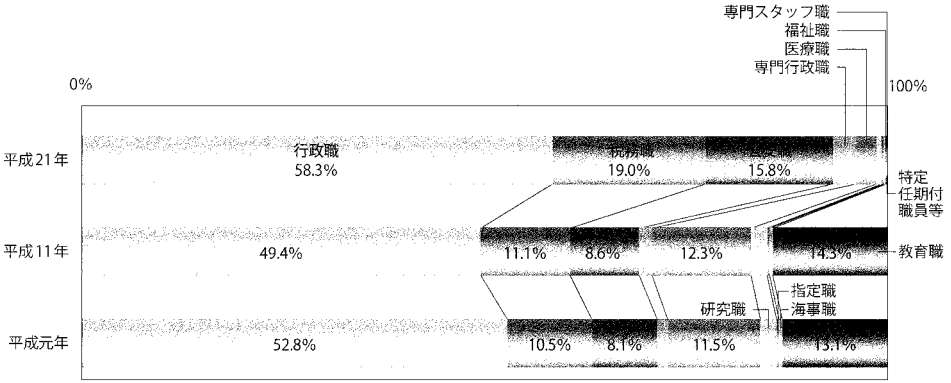
職種別の増減を平成11年と比較してみると、平成16年４月の国立大学の法人化、国立病院等の独立行政法人への移行等の影響により、教育職、医療職、一般的な事務等に従事する職員に適用される行政職等の俸給表の適用を受ける職員は大きく減少した。一方、治安の回復、知的財産戦略の推進等に重点を置いた定員上の配置がなされたこともあり、公安職、専門行政職の俸給表の適用を受ける職員は増加している（図３－２）。

ウ　職員の学歴・年齢

最終学歴別の人員構成は図３－３のとおりで、大学以上の学歴を有する職員の割合が増加し、高学歴化が進んでいる（図３－３）。

全職員の平均年齢は図３－４のとおりで、平成16年は国立大学の法人化等による人員構成の変化に伴い低下したが、近年の傾向としては、在職期間の長期化、定員削減等による採用者数の減少のため若年層の職員数が大きく減少していることにより上昇が進んでいる（図３－４）。

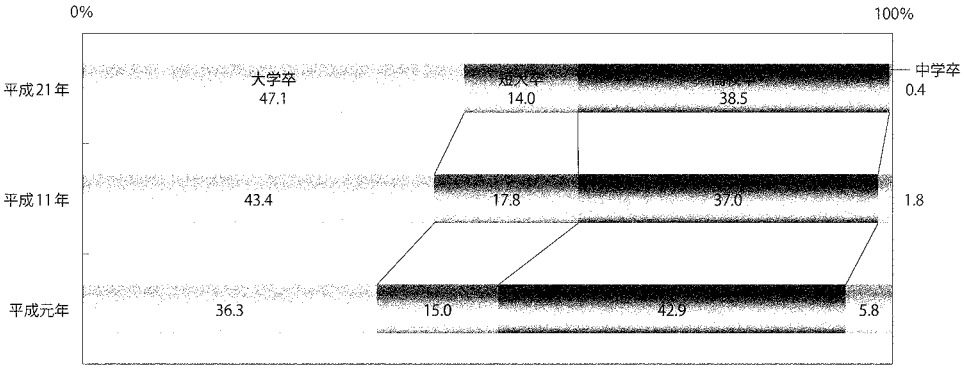
［図３－２］　職種別職員数及び構成比



		計	行政職	税務職	公安職	専門行政職	医療職	研究職	指定職	海事職	福祉職	教育職	専門スタッフ職	特定任期付職員等
平成21年	職員数（人）	277,655	161,786	52,823	43,889	8,188	6,951	1,652	861	568	280	232	47	378
	（割合（%））	(100.0)	(58.3)	(19.0)	(15.8)	(2.9)	(2.5)	(0.6)	(0.3)	(0.2)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.1)
平成11年	職員数（人）	488,592	241,225	54,408	42,211	7,800	59,952	9,874	1,514	1,740	－	69,784	－	84
	（割合（%））	(100.0)	(49.4)	(11.1)	(8.6)	(1.6)	(12.3)	(2.0)	(0.3)	(0.4)		(14.3)		(0.0)
平成元年	職員数（人）	484,620	256,015	50,664	39,284	6,383	55,797	9,848	1,383	1,992	－	63,254	－	－
	（割合（%））	(100.0)	(52.8)	(10.5)	(8.1)	(1.3)	(11.5)	(2.0)	(0.3)	(0.4)		(13.1)		

（注）１　職員数は、４月１日現在の在職者（新規採用者及び再任用職員は含まない。）である。
２　行政職のうち行政職（一）の職員数は、平成21年が157,357人（全体の56.7%）、11年が223,539人（同45.8%）、平成元年が225,583人（同46.5%）である。
３　「特定任期付職員等」は、特定任期付職員及び任期付研究員の合計である。
４　構成比は、各職種ごとに小数点以下第２位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

［図３－３］　最終学歴別人員構成比



（注）「大学卒」には修士課程及び博士課程修了者を、「短大卒」には高等専門学校卒業者を含む。